

第6回適時調査

監査調書



進化するコーポレート・ガバナンスの担い手として

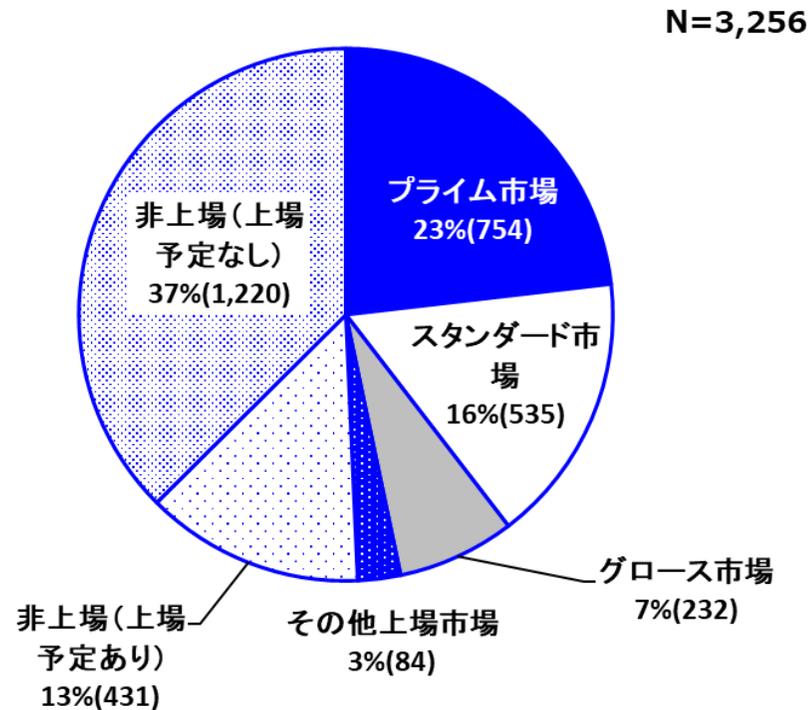
日本監査役協会



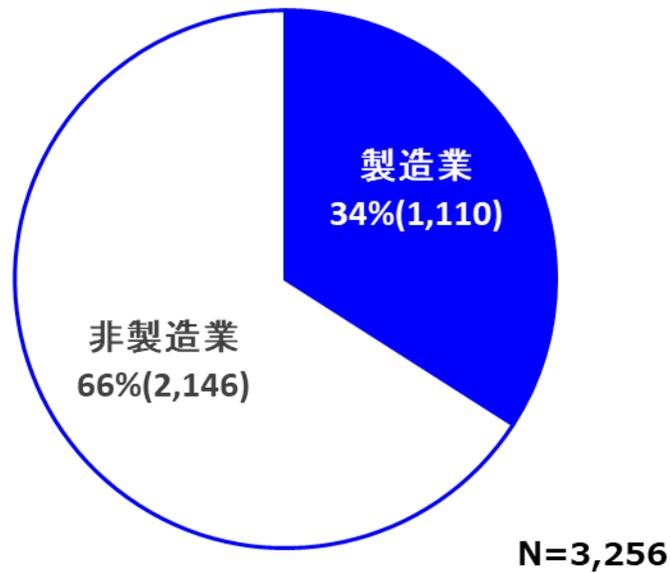
適時調査の概要

- 1 調査対象：当協会にE-mailアドレスが登録されている上場会社の監査役等から、1社につき1回答の回答依頼をすることとし、7,402社を抽出した。回答社数は3,256社、有効回答率は約44.0%となった。
- 2 調査期間：2025年2月25日（火）から3月10日（月）までとした。
- 3 小数点以下は四捨五入しているため、合計数が必ずしも100%にならない場合がある。

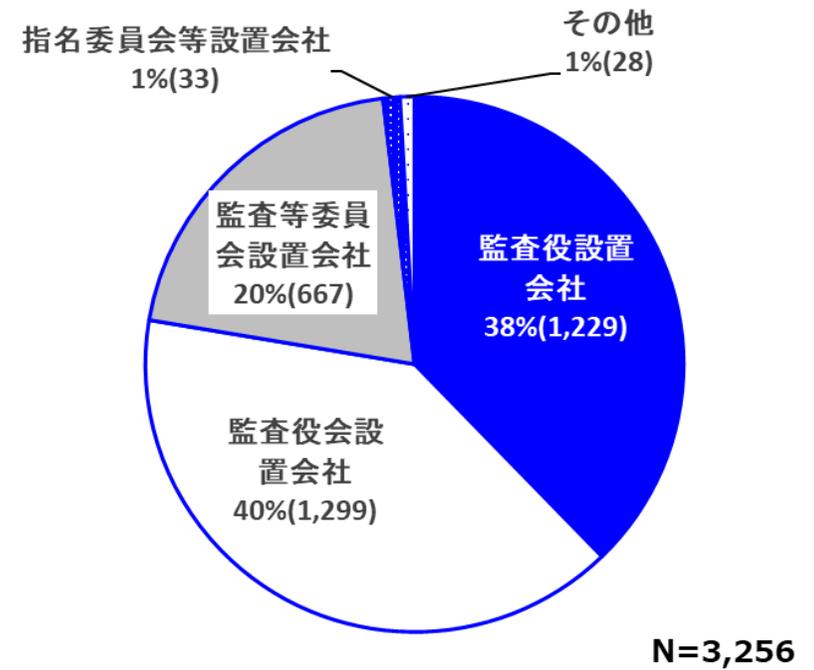
市場区分



業種区分



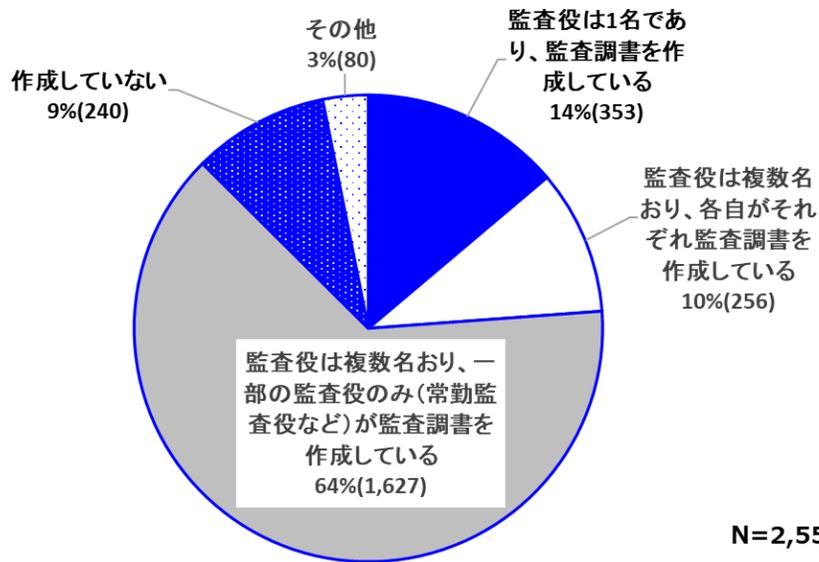
機関設計



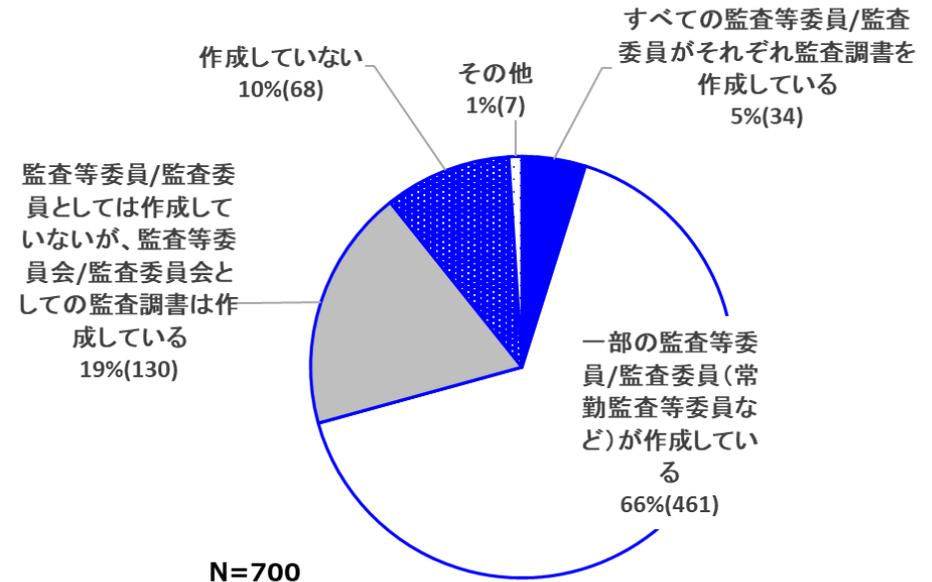
監査調書の作成

Q4.貴社では、監査調書を作成していますか。

監査役（会）設置会社



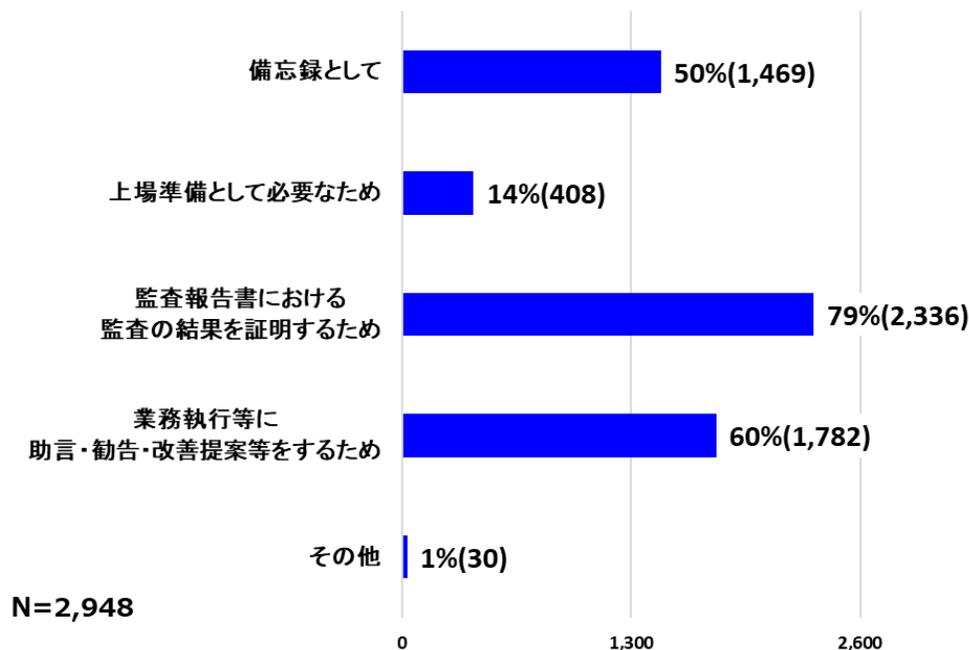
監査等委員会/指名委員会等設置会社



職務を分担した場合は、監査の実施状況とその結果や把握した情報について、監査調書等の作成及び監査役会、監査役連絡会等を活用して、相互に報告、連絡、相談し、情報の共有化を図ることが必要である。（監査役監査実施要領第4章第3項2）

作成の目的

Q5. 監査調書を作成する主な目的は何ですか。（複数回答可）



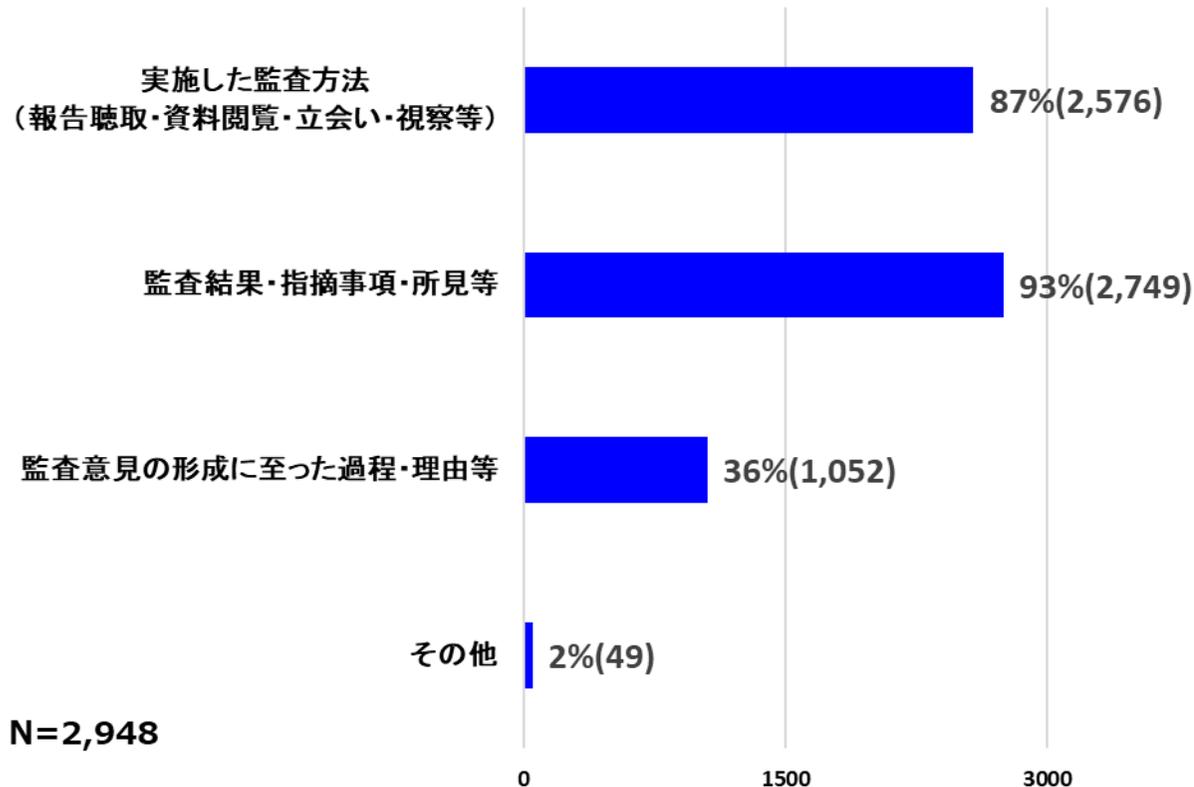
「監査報告書における監査の結果を証明するため」が79%

「業務執行等に助言・勧告・改善提案等をするため」が60%

日常監査として実施する監査の方法及び結果について、自信を持って監査報告に記載し、株主に報告することができるよう、監査方法について裏付けとなる監査活動を実施し、個々の監査活動ごとに監査調書等を作成し、監査証跡として記録を残す必要がある。（監査役監査実施要領第8章第1項2）

記載事項

Q6. 監査調書に記載している事項をお選びください。（複数回答可）

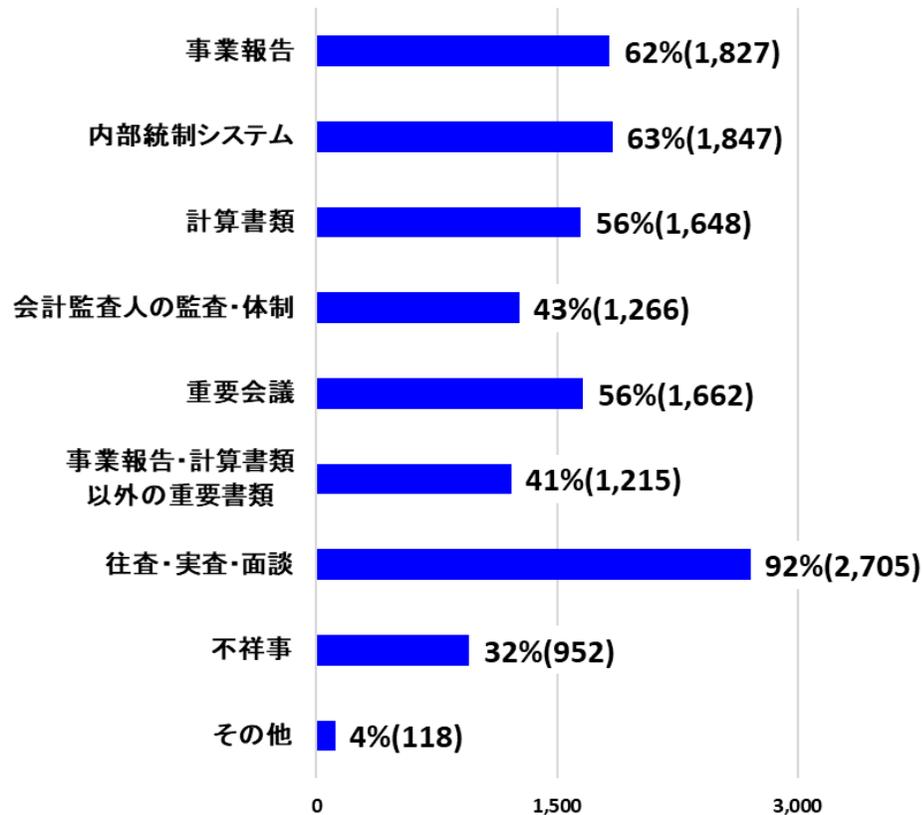


「監査結果・指摘
事項・所見等」が
93%

「実施した監査方
法（報告聴取・資
料閲覧・立会い・
視察等）」が
87%

監査調書を作成する監査対象項目

Q7.監査調書を作成する監査対象項目を以下からお選びください。（複数回答可）



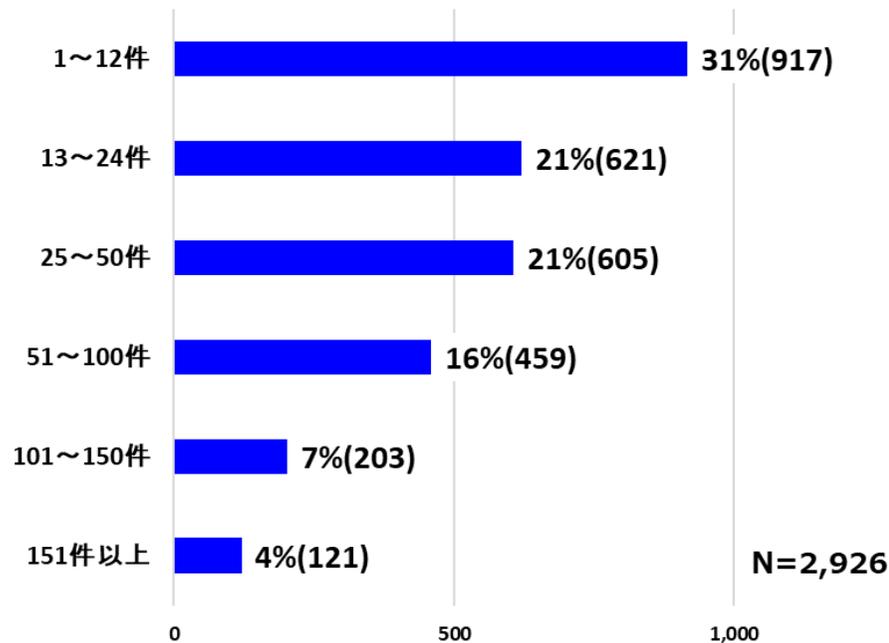
N=2,948

「往査・実査・面談」
が92%

「内部統制システム」
が63%

年間の作成件数

Q8.直近事業年度における監査調書の年間での作成件数はおおよそどれくらいですか。期中就任の場合、おわかりになる範囲でご選択ください。

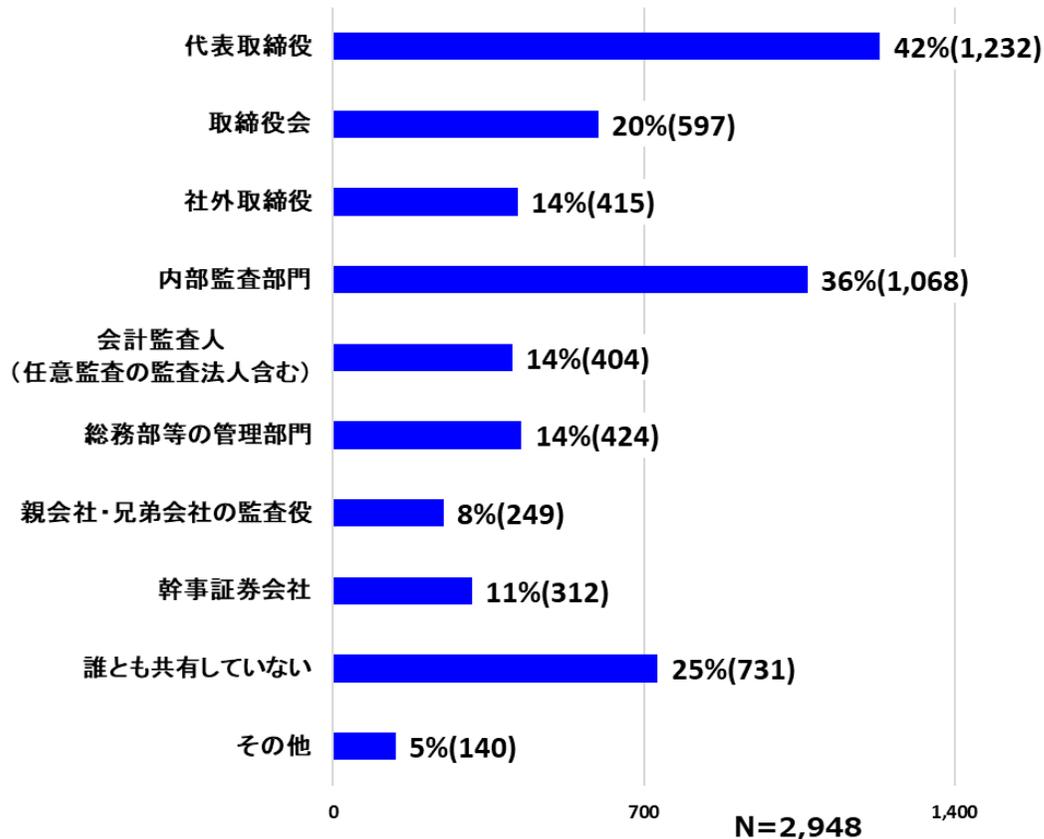


「1~12件」が
31%

監査対象ごとに都度作成する場合や一定期間にまとめて作成する場合など作成の態様によって、作成件数の相違が生じている可能性がある。

共有している場合の宛先

Q9. 監査役等以外で、監査調書の内容を共有している場合の宛先をお選びください。（複数回答可）



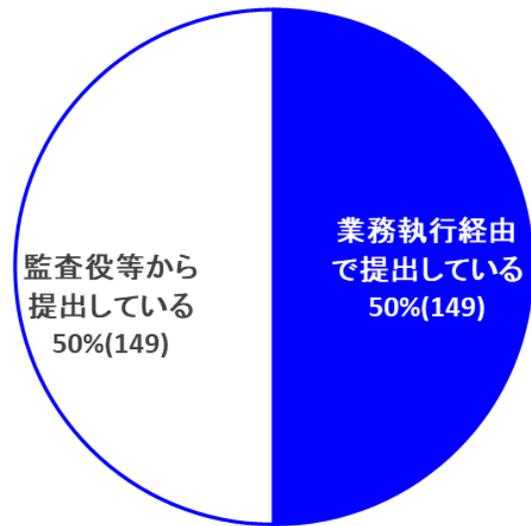
「代表取締役」が
42%

「内部監査部門」が
36%

情報提供者を保護する必要や、機密事項が含まれる場合等は、監査調書から必要事項のみを抜粋する等、取扱いに配慮する。（監査役監査実施要領第8章第1項6）

監査関係書類の提出者

Q10. (Q9で「幹事証券会社」を選択した方のみ。) 幹事証券会社へ監査関係書類を提出する場合、業務執行経由または監査役等のどちらから提出していますか。



N=298

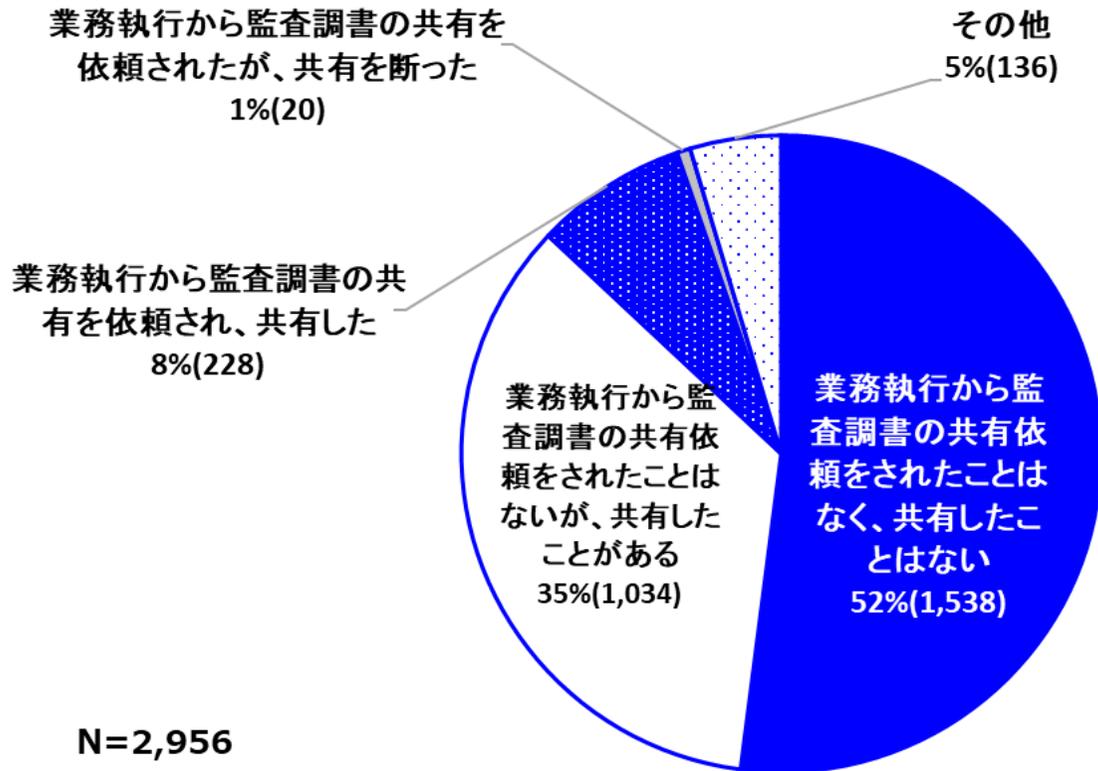
どちらも50%

業務執行経由で提出する場合には、情報提供者を保護する必要や、機密事項が含まれる場合等は、監査調書から必要事項のみを抜粋する等、取扱いに配慮する。(監査役監査実施要領第8章第1項6)

(後述のトラブル例をご参照)

共有の依頼

Q11.業務執行から監査調書の共有を依頼されたことはありますか。



「業務執行から監査調書の共有依頼をされたことはなく、共有したことはない」が52%

問題点やトラブル等

Q12. 監査調書作成をめぐる問題点、トラブル等ありましたか。

IPO関連のコメント

かつて管理部門より幹事証券や監査法人に連携する必要があるので監査調書を提出するように求められ、これを信頼して提出したところ、幹事証券に提出する前に管理部門の担当役員(CFO)にその内容が筒抜けとなった。内容的にはCFOの善管注意義務違反や社費流用の嫌疑について調査していた監査調書であったため、その後、CFOを通じて組織的な監査妨害を受けることとなった。

IPO準備期間中には主幹事証券から「監査調書はこれだけしかありませんか?」、「もっと書け」的な要請を受けましたが、応じませんでした。理由は「期末監査報告書の結論を導く内容を記載するのが監査調書」と考えるからです。察するに証券会社の間では「重要会議に出席したら監査調書を書くもの」という固定観念がある模様です。

原則、非開示扱いの監査調書を、業務執行側からIPO準備に必要といわれ、幹事証券会社に提出したことに対し、一部の業務執行側から苦情が寄せられた。

上場審査の開始にあたり、管理部門に共有して欲しいとの依頼があり、断った結果、揉めた経緯があった。結局、管理部門と定例ミーティングを持って監査結果を共有することになった。

共有することで、提言や指摘事項への対応の進捗のヒヤリング及び催促を毎回実施出来たので、結果的には、上場出来るレベルの内部統制のスピーディーな整備に大変役にたった。

主幹事証券に提出すると上場審査を鑑みた監査調書の記載内容について数多くのコメントが返ってきて、参考になることも多かったが、言い方がきつく、他部署の前でも「これでいいんですか?」など監査役を責める・批判する様な内容の発言があったりと、精神的につらい状況が幾度もあった。

監査調書は株主に対する(業務委託を受託した)監査役の業務執行の十分性を疎明する記録であり、それ以外の目的に使用すべきものではないはず。しかし、昨今のIPO準備の審査や公開指導の中で監査調書は「使い勝手が良い便利な資料」と安易に位置付けられ、コーポレートガバナンスを危うくしていると感じる。例えば当社では、監査調書で記載した事項を幹事証券会社がIPO上の問題点として社長に指摘したため、社長から事前に監査調書の内容を検閲させるよう強い要請が数回あった(全部断りましたが)。コーポレートガバナンスの制度設計とそれを支える情報の取り扱いの重要性を十分に認識していない、幹事証券会社(取引所の上場審査部も含む)と会社の業務執行経営者に対して、監査役の責務を疎明するための書類である監査調書を安易に開示することは会社の健全性を保つうえで危険な行為であり、何らかの制限を設けるべきだと思います。

問題点やトラブル等

Q12. 監査調書作成をめぐる問題点、トラブル等ありましたか。

IPO時は執行部を通して証券会社に監査調書を提出したが、量が多いので全てではない。また、各取締役の評価、客観的でない個人的な印象は監査計画、心証形成のために重要ではあり調書に記載しているが共有はしていない。証憑等で白黒が明確に判断できるものを除き、on goingで審査を実施する証券審査への共有は限界があると考えている。

監査役監査としては、監査意見表明前に懸念が解消されれば問題ないと考えている。

IPO審査の過程において、証券会社宛提出が求められた際、あまりに正直に書き過ぎると内部管理体制の不備が証券会社に知られることとなってしまったため、表現を変えてくれるよう執行側より依頼が何回かあり、表現の修正には応じたが、事態の改善は厳しく追及した。

IPO準備の段階ではIPO準備担当部門(及び、主幹事証券)と共有していたが、IPO後も共有を依頼されたので断った。

トラブルではないが、主幹事証券より業務監査(仮払い、交際費、下請法、稟議書、契約書)を指示された。以前より一部は内部監査室が行っていたが、当社においては重要なので監査等委員会で実施すべきとの事だった。

上場審査提出資料として、一部調整を求められた。

会議への出席や重要書類の閲覧に関して監査調書をすべて残すべきだと幹事証券から言われたが、あまりにも形式的すぎるのではないかと反論した。

問題点やトラブル等

Q12. 監査調書作成をめぐる問題点、トラブル等がありましたか。

その他コメント

過年度において幹事証券会社への調書提出に際し、監査調書が役職員の目に触れる状況にあった。新たな出資を検討している会社のDDで、監査等委員会議事録の提出を求められ提出することとなった。またその際に役職員経由での提出を求められたが直接提出に変更した。

監査調書の記載内容や所見に対し、社外監査役の意見と度々対立が発生することがあり、監査調書への同意と取られることを嫌う社外監査役から調書への捺印を嫌気する事態となり、監査調書への社外監査役の押捺を廃止した。

常勤監査役による監査調書作成の主目的は親会社(の非常勤監査役)への報告との位置づけを貫き、執行側には今まで調書そのままの形での送付や回覧をせず、また代表取締役以下執行側に対する報告も積極的に行わなかったため、執行側から見たら常勤監査役の活動状況が見えない、何をしているか分からないとの烙印を押されてしまった感がある。

監査調書に記載された監査役の所見について、代表取締役に共有した際に、ネガティブな反応(監査所見に対する批判)をされたことがある。それ以降は、原則として共有しないこととした。

トラブルということではありませんが、監査調書の報告対象の範囲として、前任の監査等委員からの引継ぎでは、監査調書を執行側にも回覧することになっておりましたが、面談対象者等に不利益が生じる懸念を勘案し、自分が就任して以降は監査等委員会内での回覧にとどめています。また、取締役会には、個別の監査調書を報告することなく、適宜、監査結果に基づく助言・提言を行っています。

重要会議の議事録作成が遅延したため監査調書の完成も遅れた、程度のトラブルはあった。

トラブルはないが監査等委員会として共通認識として調書を作成している

詳細につき、逆に業務執行側に義憤の種を与えてしまった。

かなり以前に執行側に回していた時に、社長が部門責任者を呼んで叱責したことがあった。